

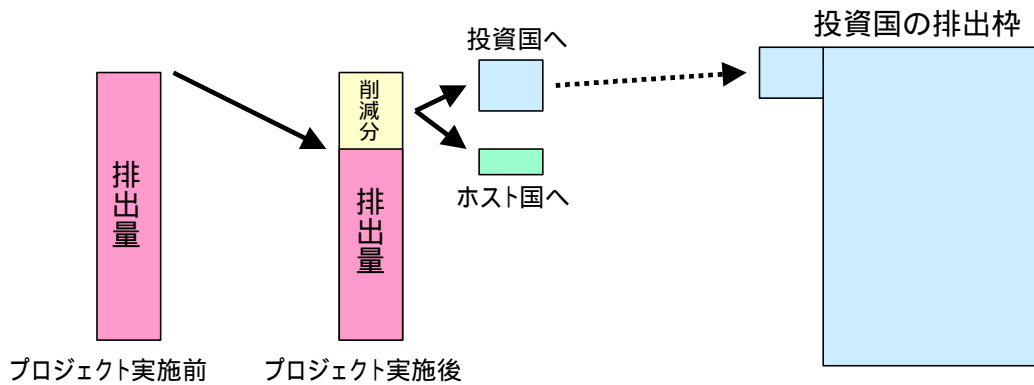
クリーン開発メカニズム / 共同実施 (CDM / JI) について

京都議定書では、温室効果ガス排出の削減を外国との協力により達成するため、京都メカニズムとして、(1)クリーン開発メカニズム(CDM)、(2)共同実施(JI)、(3)排出量取引が定められています。このうち、CDMは開発途上国への技術・資金等の支援による排出削減量を先進国の削減量として計上する制度であり、JIは支援先が先進国等である同様の制度です。これらは、民間企業も広く参加し、事業の承認等一定の手続きを経た上で排出削減量(クレジット)を獲得することができます。

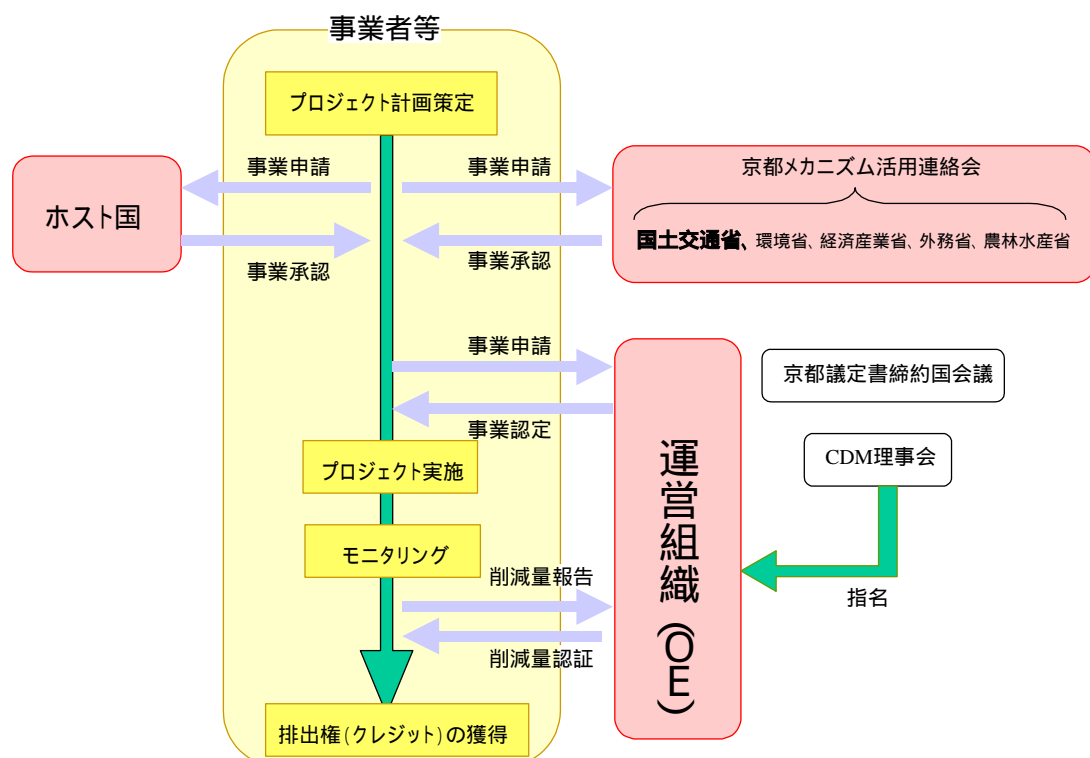
1. クリーン開発メカニズム(CDM)の仕組みと手続き等

開発途上国への技術・資金等の支援による排出削減量を先進国の削減量として計上する制度であり、民間事業者の積極的な参加が期待されています。

< CDMの仕組み >



CDM事業に関する承認、認定等の手続き



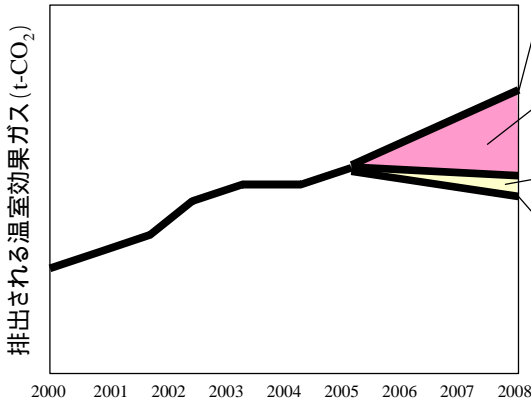
プロジェクト計画策定

CDMプロジェクトの対象

- 事業の概要
- ベースライン
- プロジェクトの実施期間、クレジット獲得期間
- 排出削減量
- 環境影響分析
- モニタリング計画
- その他

ベースライン排出量の推定

プロジェクトを実行しなかった場合の温室効果ガス排出量



削減量の予測

リーケージの推定

プロジェクトの範囲(直接管理ができる排出源)外からの影響による排出の変化

プロジェクトによる排出量の推定

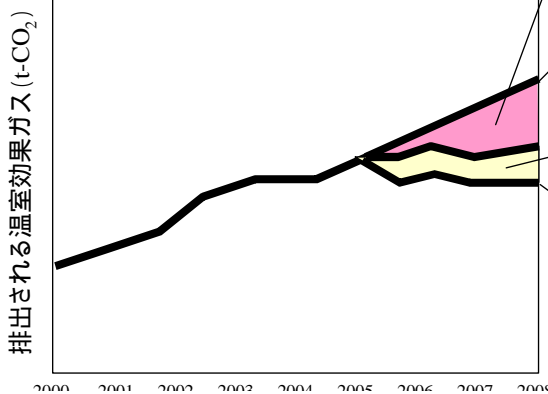
モニタリング

プロジェクトの実施に伴う実際の排出量の計測、評価。CDM理事会で承認された方法を用いることが必要。この量とベースラインとの差が削減量となるが、これらは、OEによる認証を経て、排出権(クレジット)となる。

削減量



OEによる認証を経て排出権(クレジット)に



ベースライン排出量

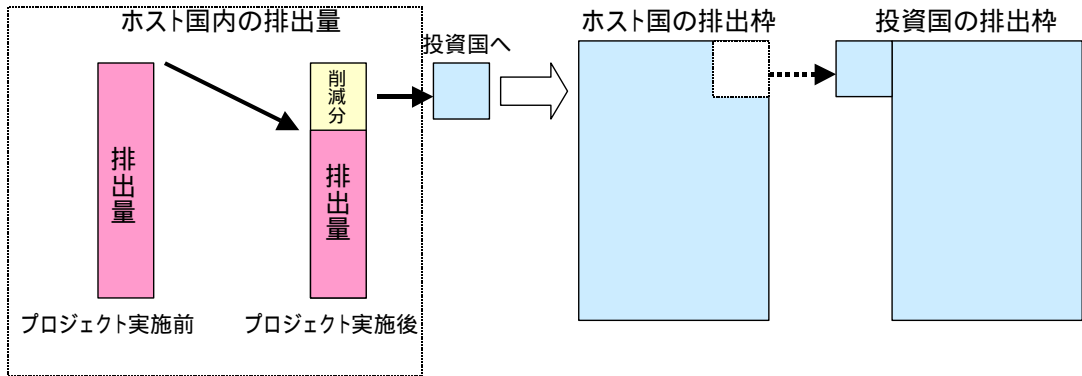
リーケージ

モニタリングによる排出量

2. 共同実施 (J I) の仕組みと手続き等

先進国同士が協力して、先進国内において排出削減等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量を投資国側プロジェクト参加者へ移転する制度であり、CDM と同様に民間事業者の積極的な参加が期待されています。

< JIの仕組み >



JI事業に関する承認、認定等の手続き

